

令和8年1月15日版 飯田市下水道処理施設包括的維持管理業務委託 公募型プロポーザル 公募資料 新旧対応表

修正箇所	修正前	修正後	修正日
1 プロポーザル実施要領 【別紙1】物価等の変動に関する委託料の費用増減	(なし)	<p>1.4 処理状態や調達管理の変動等による委託料の額の調整</p> <p>要求水準書第4章に定める範囲において、流入下水の水量並びに水質による変動は、委託料の額に影響しないものとする。</p> <p>流入下水の水量並びに水質による変動が、次の各号に該当するときは、委託料の額を変更するものとする。</p> <p>(1) 前項に定める範囲を超えたとき、かつ第69条第2項に定める条件を満たさないとき。</p> <p>(2) 前号のほか、別に委託料の額の調整に係る条件を定めたとき</p> <p>施設の運転状況や要求水準の変更、設備等の更新などにより、調達物の使用量が契約締結時の計画に対し調達した実量が著しく変動しているときは、委託料の額を変更するものとする。</p> <p>委託料の額の変更の方法、その他については要求水準書に定めるものとする。</p>	令和7年11月10日
2 様式集（様式5） 共同企業体協定書	【乙型のみ】	【乙型用（様式5-1）と甲型用（様式5-2）を作成しました。】	令和7年11月26日

令和8年1月15日版 飯田市下水道処理施設包括的維持管理業務委託 公募型プロポーザル 公募資料 新旧対応表

修正箇所	修正前	修正後	修正日
3 様式集（様式9） 配置予定技術者調書	(なし)	【配置予定の運転管理統括責任者および運転管理副統括責任者について、以下の記入欄を追加しました】 居住地：（松尾浄化管理センターまで非常時において60分以内に出勤可能なことが判断できる程度の住所を記入すること）	令和7年11月10日
4 プロポーザル実施要領【別紙1】物価等の変動に関する委託料の費用増減	令和n年度の長野県電工単価（新単価）と令和n-1年度の長野県電工単価（旧単価）を比較し、変動が±1.5%以上認められる場合、委託料の支払いが最新の電工単価に基づいた運転管理業務委託料となるよう、変更契約を行う。	新単価（令和n年度の長野県電工単価）と旧単価（令和n-1年度以前の契約（または変更契約）により合意した長野県の電工単価）を比較し、変動が±1.5%以上認められる場合、n年度以降の委託料の支払いが最新の電工単価に基づいた運転管理業務委託料となるよう、変更契約を行う。 新単価は例年2月頃に国交省より公表される公共工事設計労務単価（電工）による。	令和7年12月19日
5 様式集（様式5-1および様式5-2） 共同企業体協定書	（解散後の瑕疵に対する構成企業の責任） 第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成企業は共同連帯してその責に任ずるものとする。	（解散後の契約不適合に対する構成企業の責任） 第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成企業は共同連帯してその責に任ずるものとする。	令和7年12月19日
6 1-2. 本委託の目的と目標項目	委託者は、各目標項目について自ら指標を設定し、その達成状況をモニタリングすること。	受託者は、各目標項目について自ら指標を設定し、その達成状況をモニタリングすること。	令和7年12月19日
7 1-3. (5) (イ)【表1-2】運転管理業務項目	(5) 環境整備業務 ア 各施設の清掃及び整理整頓 イ 各施設の除草、樹木剪定、消毒等	(5) 施設管理業務・環境整備業務 ア 各施設の美化、火災予防及び防犯等 イ 各施設の清掃及び整理整頓	令和7年12月19日

令和8年1月15日版 飯田市下水道処理施設包括的維持管理業務委託 公募型プロポーザル 公募資料 新旧対応表

修正箇所	修正前	修正後	修正日
	ウ 各施設の除雪	ウ 各施設の除草、樹木剪定、消毒等 エ 各施設の除雪	
8 1-3. (5) (イ)【表1-2】運転管理業務項目	ア 設備等を良好な状態に維持または保全するために行う予防修繕（計画修繕） イ 機械・電気設備、建築付帯設備等における突発的な故障及び異常に対応する緊急的修繕（計画外修繕） (上記ア・イ合算の年限度額は募集要項等公表時(令和7年11月予定)に示す)	ア 設備等を良好な状態に維持または保全するために行う予防修繕（計画修繕） イ 機械・電気設備、建築付帯設備等における突発的な故障及び異常に対応する緊急的修繕（計画外修繕）	令和7年12月19日
9 2-7. (2)	緊急対応計画書の受理	緊急時対応計画書の受理	令和7年12月19日
10 4-2. 要求水準	(1) 処理施設等の運転操作及び監視に関する業務要求水準	(1) 処理施設等の運転管理及び維持管理に関する業務要求水準	令和7年12月19日
11 4-2. (1) (ア) (1) ①	(川路浄化センター、竜丘浄化センター、和田浄化センターの一部機器の運転操作については、松尾浄化管理センターからの遠隔操作は不可)	(消去)	令和7年12月19日
12 10-3. (1) (イ) 未達除外日の取り扱い	上記により、要求水準の未達として判定されなかった場合は、当該事象が発生した日を「未達除外日」として取り扱う。未達除外日については、委託料の減額及び達成率の算定の対象となる月間平均値及び年間平均値の計算対象としない。	上記により、要求水準の未達として判定されなかった場合は、当該事象が発生した日を「未達除外日」として取り扱う。未達除外日については、委託料の減額及び達成率の算定の対象となる、月間平均値及び年間平均値の計算対象としない。	令和7年12月19日
13 別記5リスク分担表 (契約締結リスク)	受託者の責により契約を結べない。又は契約手続きに時間を有する場合	(重複する項目を削除)	令和7年12月19日
14 別記5リスク分担表	運転管理業務委託料について、事業契約締結時か	運転管理業務委託料について、業務委託契約締結	令和7年12月19日

令和8年1月15日版 飯田市下水道処理施設包括的維持管理業務委託 公募型プロポーザル 公募資料 新旧対応表

修正箇所	修正前	修正後	修正日
(人件費の変動)	ら 1.5%を超える公共工事設計労務単価（電工）の変動があった場合	時から 1.5%を超える公共工事設計労務単価（電工）の変動があった場合	
15 別記5リスク分担表 (人件費の変動)	(なし)	運転管理業務委託料について、労務単価（電工）に関する契約変更時から 1.5%を超える公共工事設計労務単価（電工）の変動があった場合	令和7年12月19日
16 別記6業務説明書	—	松尾、竜丘について、消火器配置表を要求水準書別記6 業務説明書に追加しました。	令和7年12月19日
17 別記8	(なし)	要求水準書 別記8に、本件施設に関する消火器配置平面図を追加しました。	令和7年12月19日
18 別記5リスク分担表 (物価の変動)	委託費積算時の薬品調達単価※から 1.5%を超える変動があった場合の 1.5%を超える部分	令和8年度の薬品調達単価※から 1.5%を超える変動があった場合の 1.5%を超える部分	令和7年12月19日
19 基本協定書（案） 第1条	本協定は、本委託に関し●●を代表企業とし、●●・●●・●●を構成企業とする●●（以下「優先交渉権者」という。）が、公募型プロポーザルを経て、優先交渉すべき優先交渉権者として選定されたことを確認し、飯田市（以下「市」という。）と優先交渉権者の間において、本委託に係る業務を受発注する契約（以下「業務委託契約」という。）の締結及びその他本委託の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。	本「基本協定書」（以下「本協定」という。）は、本協定に基づく委託（以下「本委託」という。）に関し●●を代表企業とし、●●・●●・●●を構成企業とする●●（以下「優先交渉権者」という。）が、公募型プロポーザルを経て、優先交渉すべき優先交渉権者として選定されたことを確認し、飯田市（以下「市」という。）と優先交渉権者の間において、本委託に係る業務を受発注する契約の締結及びその他本委託の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。	令和7年12月19日
20 第2条	(2)「JV」とは、本委託の維持管理に関する業務、改築に関する業務及び統括管理等に関する業	(2)「JV」とは、本委託の維持管理に関する業務、計画策定に関する業務及び統括管理等に関する業	令和7年12月19日

令和8年1月15日版 飯田市下水道処理施設包括的維持管理業務委託 公募型プロポーザル 公募資料 新旧対応表

修正箇所	修正前	修正後	修正日
	務を行うことを目的として、構成企業である●●、●●及び●●により結成される共同企業体をいう。【※本号は、J Vを設立しない場合は削除します。】	る業務を行うことを目的として、構成企業である●●、●●及び●●により結成される共同企業体をいう。【※本号は、J Vを設立しない場合は削除します。】	
21 第7条	市及び優先交渉権者は、本業務の公募手続において市が公表した書類（公募資料等及びそれに関する質問回答等（公表後の変更を含む。）の一切の書類をいい、以下「公募資料等」という。）に基づき、市と【J VまたはS P C】による業務委託契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。ただし、【J Vの構成企業またはS P Cの出資者】のいずれかが、本協定の締結までに公募資料等に定める参加資格要件を満たさなくなつた場合、市は【J VまたはS P C】との業務委託契約の締結に向けた一切の行為を中止することができる。【※本号は、優先交渉権者の組織後継により修正します。】	市及び優先交渉権者は、本委託の公募手続において市が公表した書類（公募資料等及びそれに関する質問回答等（公表後の変更を含む。）の一切の書類をいい、以下「公募資料等」という。）に基づき、市と【J VまたはS P C】による業務委託契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。ただし、【J Vの構成企業またはS P Cの出資者】のいずれかが、本協定の締結までに公募資料等に定める参加資格要件を満たさなくなつた場合、市は【J VまたはS P C】との業務委託契約の締結に向けた一切の行為を中止することができる。【※本号は、優先交渉権者の組織後継により修正します。】	令和7年12月19日
22 第9条	各当事者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合、本協定を解除又は、当該事由を生じた者との関係で本協定を解除することができる。	各当事者は、相手方が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合本協定を解除又は、当該事由を生じた者との関係で本協定を解除することができる。	令和7年12月19日
23 第9条	2 各当事者は、第1項各号事由に該当した当事者に対し、本協定の違反により被った損害の賠償	2 各当事者は、第1項各号事由に該当した当事者に対し、当該事由と相当因果関係のある損害の	令和7年12月19日

令和8年1月15日版 飯田市下水道処理施設包括的維持管理業務委託 公募型プロポーザル 公募資料 新旧対応表

修正箇所	修正前	修正後	修正日
	を請求することができる。	賠償を請求することができる。	
24 第12条	市及び優先交渉権者（以下、両者を総称して「当事者」という。）は本業務又は本基本協定に関して知り得た事項（次の各号に掲げる情報を除く。以下「秘密情報」という。）を、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本業務の目的以外に使用してはならない。	市及び優先交渉権者（以下、両者を総称して「当事者」という。）は本委託又は本基本協定に関して知り得た事項（次の各号に掲げる情報を除く。以下「秘密情報」という。）を、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本委託の目的以外に使用してはならない。	令和7年12月19日
25 第12条	<p>2 前項の規定は、次の各号における必要最小限の範囲で行う情報の開示については適用しない。なお、各当事者は、第1号に規定する場合には、開示先が法律、条例、政令、規則、告示、通達、ガイドライン、行政指導又は行政手続き（以下総称して「法令等」という。）に基づき守秘義務を負っている者である場合を除き、本条と同等の秘密保持義務を課すものとし、開示先が秘密保持義務に違反した場合には、他の当事者に対してその責任を負う。</p> <p>（1）各当事者が自らのアドバイザーに開示する場合</p> <p>（2）法令等に基づき公表又は開示が義務付けられる場合</p> <p>（3）関係当局（行政機関の他、金融商品取引所を含む。）から要請を受けた場合</p>	<p>2 前項の規定は、次の各号における必要最小限の範囲で行う情報の開示については適用しない。なお、各当事者は、第1号に規定する場合には、開示先が法律、条例、政令、規則、告示、通達、ガイドライン、行政指導又は行政手続き（以下総称して「法令等」という。）に基づき守秘義務を負っている者である場合を除き、本条と同等の秘密保持義務を課すものとし、開示先が秘密保持義務に違反した場合には、他の当事者に対してその責任を負う。</p> <p>（1）各当事者が自らのアドバイザーに開示する場合</p> <p>（2）法令等に基づき公表又は開示が義務付けられる場合</p> <p>（3）関係当局（行政機関の他、金融商品取引所を含む。）から要請を受けた場合</p>	令和7年12月19日

令和8年1月15日版 飯田市下水道処理施設包括的維持管理業務委託 公募型プロポーザル 公募資料 新旧対応表

	修正箇所	修正前	修正後	修正日
		本条の規定は、この協定が終了し、又は解除された後においても、なお5年間効力を有するものとする。	3 本条の規定は、この協定が終了し、又は解除された後においても、なお5年間効力を有するものとする。	
26	業務委託契約書（案）		変更箇所は令和7年12月19日公表の事業者質問回答内容をご参照ください。	令和7年12月19日
27	様式13		産業廃棄物処分費の項目を追加しました。全体の委託料は変更ありません。	令和8年1月15日
		以下余白		